

1. 市営住宅の申込みを考えられている皆様へ

市営住宅は住宅にお困りの方のために、周辺の民間賃貸住宅に比べて低い家賃設定と なっています。そのため、以下の注意事項があることをご承知ください。

① 資格審査における注意事項

次のような場合には、入居できない可能性がありますので、ご注意ください。

- ・提出期限までに資格審査書類を提出しなかった場合
- ・資格審査時点で、申込書類記載事項の内容を逸脱する事実が判明した場合

例1:他の公営住宅に名義人として入居している。

例2:2人世帯として3DKの部屋に入居申込みしていた世帯が、資格審査期間中に世帯 員が異動して単身世帯となった。

- ・入居決定後に行われる入居説明会を無断欠席した場合

② ペットの飼育

市営住宅でのペット(犬や猫など)の飼育は、周辺住民への配慮から禁止しています。 現在、動物を飼育している方は、入居後は親族、友人等に預けていただくなどして、団地 内に持ち込まないようにしてください。

③ 共益費等

各団地で、団地自治会が徴収する共益費等が必要です。金額は各団地で異なります。

④ 団地内の駐車場

団地内の駐車場を使用される場合は、家賃とは別に駐車場使用料が必要です。

団地によっては、駐車場に空き区画がない場合もありますので、ご注意ください。

※『朝美団地』『湯渡団地』『第2新開団地』には、団地内の駐車場はありません。

⑤ 入居後の各種届出

市営住宅は、法律、条例に定められた各種規約があり、それに応じた届出が必要です。

例:家賃算定のための収入報告・世帯員異動の届出等

⑥ 修繕

市営住宅では、修繕の種類に応じて、松山市・入居者のどちらが負担するのかが定めら れています。入居者負担になるものもありますので、ご了承ください。

⑦ 住宅の明渡し

入居契約後、申込内容に重大な虚偽があることが判明した場合や3ヶ月以上滞納した 場合等、明渡請求の対象になる場合がありますので、ご注意ください。

⑧ 自治会活動

市営住宅では、自治会等を中心とした自治会活動が行われています。自治会活動に積 極的に関わっていただける方のお申込みをお待ちしています。

⑨ 管理人

市営住宅では、団地ごとに毎年管理人を定めており、団地内の取りまとめや、市・市営住 宅管理センターとの連絡役をお願いしています。決定方法については団地によって異なり ますので、入居後自治会にご確認ください。